

構成員提出資料

坂崎構成員提出資料

「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」

取りまとめへの追加記載について

(福)日本保育協会 坂崎

令和 3 年 12 月 1 日

次の記載を追加して頂きたく、お願いします。

なお、記載場所については、貴省に一任いたします。

「各論点の課題を解決・実現するためにも、現行の職員配置基準と実態との検証・評価と見直しについて、検討する必要があるのではないか。」

高谷構成員提出資料

地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会 一意見まとめ一

高谷俊英（正蓮寺こども園園長）

論点 1.人口減少地域等における保育所の在り方について

- ・保育関係者として断言できることは「子育て機能のなくなった地域・市町は若年層の流出を招き、いずれ消滅する」ということです。全てを自治体任せではなく、国が日本全体を俯瞰し人口の偏在化の防止のため制度を通じてあるべき姿へ誘導すべきであると考えます。
- ・人口減少地域によっては、運営費として今すぐ何らかの対応を必要とするところもあります。園児の減少に伴い結果的にでも手厚い職員配置となるような施設に対しては、現行の公定価格の3歳児15：1の職員配置実施施設への加算と同様の措置を3歳未満児へ適用すべきであると考えます。
- ・自治体の縦割り、とりわけ首長部局と教育委員会との連携がうまくいっておらず、教育・保育施策の重複、混乱が目立ちます。こども庁の議論とともに自治体の縦割り解消も積極的に進めて行く必要があります。
- ・いったん減った子どもをその地域に呼び戻すには、かけるエネルギーや予算はとてつもなく大きくなります。早い段階から街づくり全体として、若年層の転出による自治体消滅への道をくいとめる努力が必要なことを、自治体自身が気づき、具体的な取り組みを早期に行うべきであると思います。また、国としても人口偏在化を食い止めるための交付税制度や何等かの関与システムが必要ではないでしょうか。
- ・公立保育所は、自然災害時やコロナ禍のような緊急時において、民間では難しい医療機関との連携や児童福祉士等の専門職がいる公的施設との連携、公務員として身分を保障された保育士・職員がいるという、民間園とは異なる特性をもった施設であり、本来、民間園以上のライフラインであるべきだと考えます。廃止するばかりではなく、その点を考慮し積極的に地域での役割を果たしていただきたいと思います。
- ・保育施設運営の受け手がおらず、合併・事業譲渡もできないような少子化地域での子育て施設の消滅を避けるために、民間園を公私連携型に移行してもらい、自治体が法人への支援をする形で存続を図る手立てもあります。支援の内容も、財政援助、職員派遣、事務受託などそれぞれの事情にあわせた協定を結んで実施することを推奨すべきだと考えます。
- ・特に少子化地域に関しては主任保育士専任加算の要件見直し、定員刻みの更なる細分化、負担増を理由として定員減を自治体が拒むことができないような即効性のある施策を行い、保育施設の撤退を防ぐ必要があります。
- ・若年層の流出による地域消滅をさけるために、少子化地域における保育を確保することが国としての最重要課題の一つであり、将来の地域消滅をなんとかして避けなければならないという危機感のあるメッセージを、国民や自治体に向けて発信していただきたい。
- ・利用定員区分の柔軟な変更を可能としてほしい。例えば、現在10人刻みの定員区分の細分化や、利用定員の変更手続きを待つまでもなく利用定員を割った場合は実児童数の区分で給付額を積算するなど、今後制度上でも、児童数の減少への対応をきめ細かく行う必要があります
- ・公定価格制度の設計上、地域事情は大都市への配慮しかないのが現状です。公定価格では「その他地域」で大きくになっているのは問題です。人口減少地域での勤務の困難さを評価すべきだと思います。
- ・児童数の減少に応じて変動しない固定的な経費の部分の割合を増大させていく修正が必要です。
- ・公定価格計算上の保育士のモデル給与の格付けが、実態とかけ離れているので適正化すべきです。
- ・平成25年に子ども子育て支援法によって、条例で「置くように努める」と定められ、自治体が保護者や施設運営者、ステークホルダーの意見を聞くための地方版「子ども子育て会議」が、新制度開始後、事実上休眠状態に

ある地域もあります。いま、人口減少社会を迎えた変革期での子育て支援の在り方を検討していくに際して、この地域に密着した地方版の「子ども子育て会議」の有効活用を再度徹底すべきだと考えます。

論点 2. 保育所・保育士による地域の子育て支援

- ・0～2歳のいわゆる「保育に欠けない子」、さらには周産期における母親への関与も核家族化した現在では必要です。ただし、保育士の専門性に基つきながら、支援の範囲・程度には注意すべきだと考えます。
- ・虐待は関与する者が多いほど防止効果があります。保護者が就労していない3歳未満児の就園率を今後上げていくことにより防止効果が上がるはずです。
- ・子育て支援メニューに参加しない層へのアプローチを検討する必要があります。保育士に加え、民生児童委員や保健師、医療機関や自治体等との協働や研修を受けた者の協働により、現状の支援体制を強化する必要があります。
- ・国庫負担により設置された保育施設の目的外使用を地域福祉全般に柔軟に認めていくべきだと考えます。
- ・子育て支援を主任保育士に兼務のような形で担わせるべきではないと思います。主任保育士は業務過多となっている現状です。保育士以外の研修を受けた者等幅広く採用すべきだと思います。
- ・すでに認定こども園の子育て支援は義務となっています。地域により支援ニーズが多様で支援内容も曖昧で整理されていないのが現状です。今後、保健・医療など他の分野とのかかわり等も整理する必要があります。

論点 3. 多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援

- ・少子化で定員を割るような施設の場合、例えば週1～2回程度だけ利用する登録入所制など、半入所的な制度を一時預かり事業の枠に入れる制度の創設を提案します。
- ・原案にある「かかりつけ相談機関」だけでなく、各施設が一時預かりや定例的利用を可能とする登録預かりなど、利用者との接点の機会をできるだけ増やすことをとっかかりとしていけばいいと思います。一方で、園児の早期確保のための過当競争などへの動きには、「かかりつけ」という名称も含めて注意すべきです。

論点 4. 保育士の確保・資質向上

- ・人材確保のための最重要課題である給与面では、現在、ようやく女性労働者の「平均」に近づいてきたということであって、まだまだ、子どもの命を守るという責任や、国家資格の必要な専門職であるということに応じた処遇は実現されていません。さらなる改善がぜひ必要です。
- ・就業者の定着支援について、特に短期大学を卒業してすぐの保育者には、四年生大学生が就職するころまでと同じ2年程度の、保護者支援等の実践面での集中研修期間を設けることができるよう制度として保証することが必要だと思います。
- ・現在効果のでている清掃、安全確保等の保育周辺業務の外部への委託化や、保育でのICT活用をさらに拡大すべきです。
- ・子どもの発達に重要な職である保育士は、「派遣」という形態はなじまないのではないかと思います。
- ・第三者評価については、受審のメリットを施設側にわかりやすく提示すべきだと思います。現状では受審へのモチベーションにつながっていないのではないのでしょうか。
- ・児童へのわいせつ行為をおかした保育士について、教員の取り扱いと同様のものを望みます。そのための資格管理については、自治体等のデータベースのデジタル共有化が必要だと考えます。早急にデジタル化し関係者が利用可能とすることを求めます。